

国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月17日

国見町長

村上利通

国見町条例第13号

国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国見町国民健康保険税条例（昭和34年国見町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「、」を「並びに」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国見町国民健康保険税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の国見町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。